公益財団法人 笹川保健財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は 公益財団法人 笹川保健財団と称し、英文では Sasakawa Health Foundation と表記する。

(事 務 所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。
 - 2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、「世界は一家、人類はみな兄弟姉妹」の理念に基づき、世界の安寧と人類の福祉を希求し、個々人の健康寿命の延長と、身体的病苦のみならず、社会的、精神的、スピリチュアルな健康問題の解消を目指し、世界で最も苦難を強いられてきたハンセン病患者をはじめとして、すべての人々の保健の向上に貢献することを目的とする。

(事業)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
 - (1)保健の向上に関する広報啓発活動
 - (2)保健の向上に関する人材育成
 - (3)保健の向上に関する社会的、経済的自立の支援
 - (4)保健の向上に関する国際的相互理解・協力の促進
 - (5) 保健の向上に関する企画開発、調査研究・助成
 - (6) その他この法人の目的を達成させるために必要な事業
 - 2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(財産の種別)

- 第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。
 - 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めた ものとする。
 - 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

- 第6条 この法人の基本財産は、適正に維持及び管理しなければならない。
 - 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の決議を経るものとする。

(財産の管理及び運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は会長及び理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長及び理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
 - 2 前項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに行政庁に提出するとともに、主た る事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長及び理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3)貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
 - 2 前項の書類は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
 - 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供すると ともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1)監査報告
 - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
 - (3) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した 書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第 11 条 会長及び理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第12条 この法人に評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
 - 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次項の定めに基づいて選任 された外部委員2名の合計5名で構成する。
 - 3 評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
 - (1)この法人又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。) の業務を執行する者又は使用人
 - (2) 過去に前号に規定する者となったことがある者
 - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
 - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
 - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議 員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
 - (1) 当該候補者の経歴
 - (2) 当該候補者を候補者とした理由
 - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
 - (4) 当該候補者の兼職状況
 - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外 部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
 - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
 - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
 - (3) 同一の評議員(2人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優

先順位

- 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。
- 10 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、 評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。又、評議員には、 監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。

(任期)

- 第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員 の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任 した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第15条 評議員に対して、各年度の総額が200万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権 限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3)評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6)残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

- 第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長又は理事長が 招集する。なお、会長及び理事長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事が評議員会を招集 する。
 - 2 評議員は、会長及び理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議 長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において互選により選出する。

(決 議)

- 第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
 - 3 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議 決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。
 - 4 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項 を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員会の全員が書面又は電磁的記録に より同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 前項の議事録には、議長のほか、出席した会長又は理事長のいずれか 1 名が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
 - (1) 理事 3名以上7名以内
 - (2) 監事 2 名以内

- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長、3名以内を常務理事とする。
- 3 前項の会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。
 - 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者 の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
 - 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議 員(親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。 又、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
 - **2** 会長及び理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務 を執行する。
 - 3 常務理事は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。又、会長及び理事 長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事が代表権を伴わない業務執行に関わる職務を代 行する。
 - 4 会長、理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第27条 理事の任期は、選任後2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠の任期は、それぞれ前任者の残存期間とする。増 員により選任された理事の任期は、現任者の残存期間とする。なお、増員により選任された監事 の任期は、この限りではない。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有 する。

(役員の解任)

- 第 28 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事に対して、評議員会の決議により別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(取引の制限)

- 第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。
 - (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
 - 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除及び限定)

- 第 31 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から同法第 113 条第 1 項に規定する最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する第 115 条の規定により、理事(業務執行理事又は当財団の使用人でないものに限る。)及び監事との間 で、法令に定める要件に該当する場合には、同法第 198 条において準用する第 111 条第 1 項の 損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責 任の限度額は、10 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額と する。

第7章 理事会

(構成)

第32条理事会は、すべての理事をもって構成する。

01 定款 20190401

(権 限)

- 第33条 理事会は次の職務を行う。
 - (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3)会長、理事長及び常務理事の選定及び解職
 - (4) 名誉会長及び顧問の選任及び解任
 - (5) その他法令又はこの定款で定められた事項

(招 集)

- 第34条 理事会は、会長又は理事長が招集する。
 - 2 会長及び理事長に事故あるとき又は欠けたときは、常務理事が理事会を招集する。

(議 長)

- 第35条 理事会の議長は、会長又は理事長がこれにあたる。
 - 2 会長及び理事長に事故があるとき又は欠けた時は、常務理事がこれにあたる。

(決 議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
 - 2 理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決 に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、 その提案を可決する旨の理事会の決議があったこととみなす。ただし、監事が異議を唱えた場 合は、その限りではない。
 - 3 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合 には、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の承認を要する。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 前項の議事録については、出席した会長、理事長及び監事が記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第38条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決 を経て変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。

(解 散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で

定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第42条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を 積極的に公開するものとする。
 - 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の承認を経て会長及び理事長が別に定める。

(個人情報の保護)

- 第43条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
 - 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の承認を得て、会長及び理事長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。
 - 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法に よるものとする。

第11章 運営及び組織

(名誉会長)

- 第45条 この法人に、名誉会長1名を置くことができる。
 - 2 名誉会長は、この法人の基盤形成に対して顕著な功績のあった者の中から、理事会において 任期を定めたうえで選任する。

01 定款 20190401

- 3 名誉会長は、この法人の代表権、業務執行権及び理事会での議決権を有しないものとする。
- 4 名誉会長は、会長及び理事長の諮問に応じ意見を述べ、又、会議に出席して意見を述べることができる。
- 5 名誉会長は、無報酬とする。ただし、特別な任務を行う場合は、理事会において職務に従って算定した額を報酬として支給することができる。

(顧 問)

- 第46条 この法人に、顧問5名以内を置くことができる。
 - 2 顧問は、学識経験者、専門家等のうちから、理事会において任期を定めたうえで選任する。
 - 3 顧問は、会長及び理事長の諮問に応じ意見を述べ、又、会議に出席して意見を述べることができる。
 - 4 顧問に対する報酬は、理事会において職務に従って算定した額を報酬として支給すること ができる。

(委員会)

- 第47条 会長及び理事長は、この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、 委員会を設置することができる。
 - 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により会長及び理事長が別 に定める。

(事 務 局)

- 第48条この法人の事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局には所要の職員を置く。
 - 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長及び理事長が別に定める。

第 12 章 補 則

(委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な規程等については、理事会の決議により、会長及び理事長が別に定める。

附 則

- 1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3. この法人の登記の日に就任する理事は、石井則久、紀伊國献三、十八公宏衣、松島たつ子、松本源二、及び山口和子、監事は長尾榮治、及び渡邉一利とする。
- 4. この法人の最初の代表理事は紀伊國献三、業務執行理事は十八公宏衣、松本源二、及び山口和子とする。
- 5. この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。 安達勇 石垣靖子 今義男 福井次矢 森元美代治 山下俊一

附 則

この定款の一部変更は、平成24年6月14日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この定款の一部変更は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この定款の一部変更は、平成31年4月1日から施行する。